

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）（抜粋）

第 1 0 0 条

- 1 4 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 1 5 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 1 6 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。